

監査公表第8号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年9月22日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

市民病院経営管理部
総務企画課、医事課、医療情報室

監査結果報告年月日

令和4年7月26日

監査結果に対する措置通知年月日

令和4年8月31日

講じた措置等の内容

【総務企画課・医事課・医療情報室】

《指摘事項1》

回議用紙・供覧カード等について、文書番号の記入漏れをはじめ、未記入箇所が散見された。課内共通の認識をもって、漏れがないよう作成されたい。また、ファイルについても、適切な保存管理に努められたい。

《是正措置内容》

所属職員に新城市公文書管理規定や文書事務の手引きに基づき、文書番号、保存年限、決裁区分、公文書の開示区分等の記入について徹底するように周知しました。また、所属長、文書取扱主任を中心として、決裁、供覧時にも確認していきます。ファイルの保存管理についても、保存年限を確認し、保存年限が切れたものについて廃棄等していきます。

《意見1》

市民病院の一番の課題は、いかに医師を確保して市民の安心安全を確保していくかにある。非常に難しい課題ではあるが、この地域の基幹病院として、しっかりと医師確保にご努力いただきたい。

《措置内容》

当院は東三河北部医療圏の基幹病院として地域の医療体制において重要な役割を果たしており、引き続きその責務を果たすため、関連医科大学及び愛知県等への医師派遣要請を更に強化するとともに、愛知県医師会のドクターバンクや民間医師募集広告の活用、処遇改善を始めとする労働環境の整備、負担軽減のため、医師事務作業補

助者を継続して雇用し、医師の本来業務である医療行為に専念しやすい環境づくり等を行い、医師確保に努めてまいります。

《意見2》

施設の老朽化については、予算の問題もあり建て替えは容易ではないので、現在の施設を継続して使用していくための管理方法について、検討を進められたい。

《検討状況》

当院の最も古い病棟である西病棟は築40年を経過し老朽化が進んでおり、引き続き住民の医療に対する期待に応えることが困難な状況にあります。そのため、当院が、今後も質の高い医療の提供や、救急医療をはじめとする政策医療の重責を担い、東三河北部地域の基幹病院としての役割を十分に発揮し、将来にわたって安定的な運営を行うためには、再整備を検討する必要があると結論付け、令和4年度に、建物・設備の老朽化が進み課題となっている再整備に向け、劣化度調査等を行い、病院のあり方検討を行っています。また、令和4年3月に策定した新城市民病院個別施設計画に沿って病院を再整備するまでの間、施設の維持管理を図っていきます。

《意見3》

医師住宅を始めとする公有財産については、場合によっては民間施設の利用により経費削減することが可能であることを念頭に置いて、今後の運用について検討を進められたい。

《検討状況》

医師住宅については公有財産および民間施設を併用して運用しています。その他の公有財産についても施設状況や利用頻度等を踏まえ民間施設の利用について検討していきます。

《意見4》

医療の質の向上については、基準が変わっても維持していくことができるよう、計画的な教育、人員配置に努められたい。

《検討状況》

医療法により定められている医療の安全の確保のための措置や診療報酬の算定方法に基づく施設基準に定められている研修等に従い計画的な教育を進めていきます。

人員配置については、基幹病院として、24時間、365日、年中無休で応需の体制が必要であり、最大負荷時に対応できるような体制作りを目指します。

《意見5》

内部統制に基づく業務手順書の作成については、医療機関として、特にリスク管理に重点を置いて見直しを行い、整理を進められたい。

《検討状況》

業務手順書について総務企画課で21業務、医事課で10業務を作成しています。今後はリスク管理を重点において新たな業務手順書を見直しや整理、作成していきま

す。